

食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

参考資料 4

令和7年度予算（案）額 30百万円（36百万円） [食品ロス削減推進調査経費]

令和7年度予算（案）額 1.7百万円（1.6百万円） [食品ロス削減推進会議]

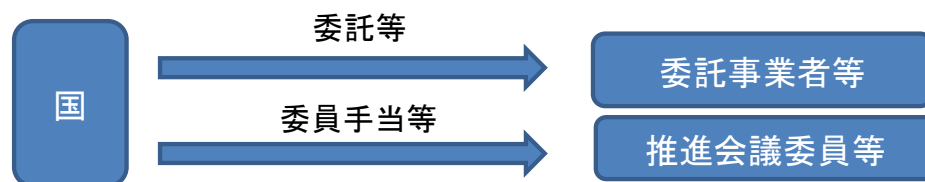
事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要である。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育及び普及啓発を推進する。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。

事業イメージ

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
 - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供する。
 - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行う。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
 - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰する。
 - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援する。
- 諸外国における制度等の調査
 - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行う。
- 食品ロス削減推進会議の開催
 - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進する。
- 事業系食品ロス及び家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減する。

消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度予算（案）額 57百万円（令和6年度予算額 62百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕
令和7年度予算（案）額 6.8百万円（令和6年度予算額 6.7百万円）〔消費者教育推進会議〕

事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行う。
- エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）の考え方及び行動が広がるよう、普及啓発を行う。

事業イメージ・具体例

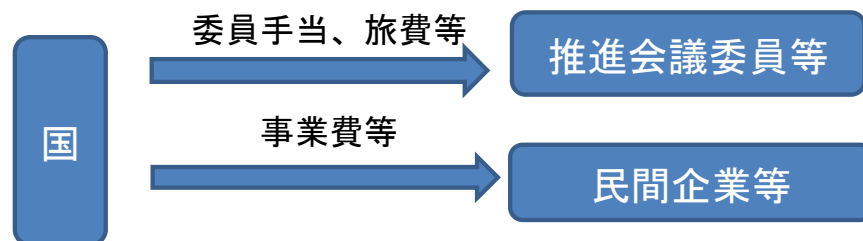
- 消費者教育推進会議（審議会）の開催
 - ・消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進のために、委員相互の情報交換及び調整を行う。
 - ・改定された基本方針を踏まえて、社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育等について議論を行う。

事業イメージ・具体例

- 「消費者力」育成・強化に向けた消費者教育の推進
 - ・消費者被害の未然防止を図るため、若年者や高齢者、障害者等を対象とした「消費者力」育成・強化のための体験型教材について、最新の手口等の拡充を行い、実践的な消費者教育を推進する。
 - ・各世代の消費者自身による教材の活用を促進するため、コーディネーターや若者等の新たな担い手の育成・協働を進め、教材活用の取組を推進する。

※成年年齢引下げ後の消費生活相談の実態も踏まえ、若者に直接情報を届けるための機会を創出し、効果的な情報発信を実施する。
- 事業者における消費者教育の推進
 - ・切れ目ない消費者教育の機会を提供するため、事業者の若年から壮年、退職期までの従業員を対象として消費者被害の防止とSDGs等の観点を取り入れた消費者教育の研修の実施を促進する。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
 - ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査やエシカル消費の実践度向上に向けた効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、情報発信の取組を強化する。
 - ・エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえるよう働きかけを行うとともに、職員によるワークショップ等を実施し、全国への普及に取り組む。

資金の流れ



期待される効果

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成する。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促す。

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

令和7年度予算案：こども政策推進事業委託費 20.1億円の内数（15.4億円の内数）

目的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法：「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

実施主体等・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等
（3）コンテンツの整理、情報発信

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

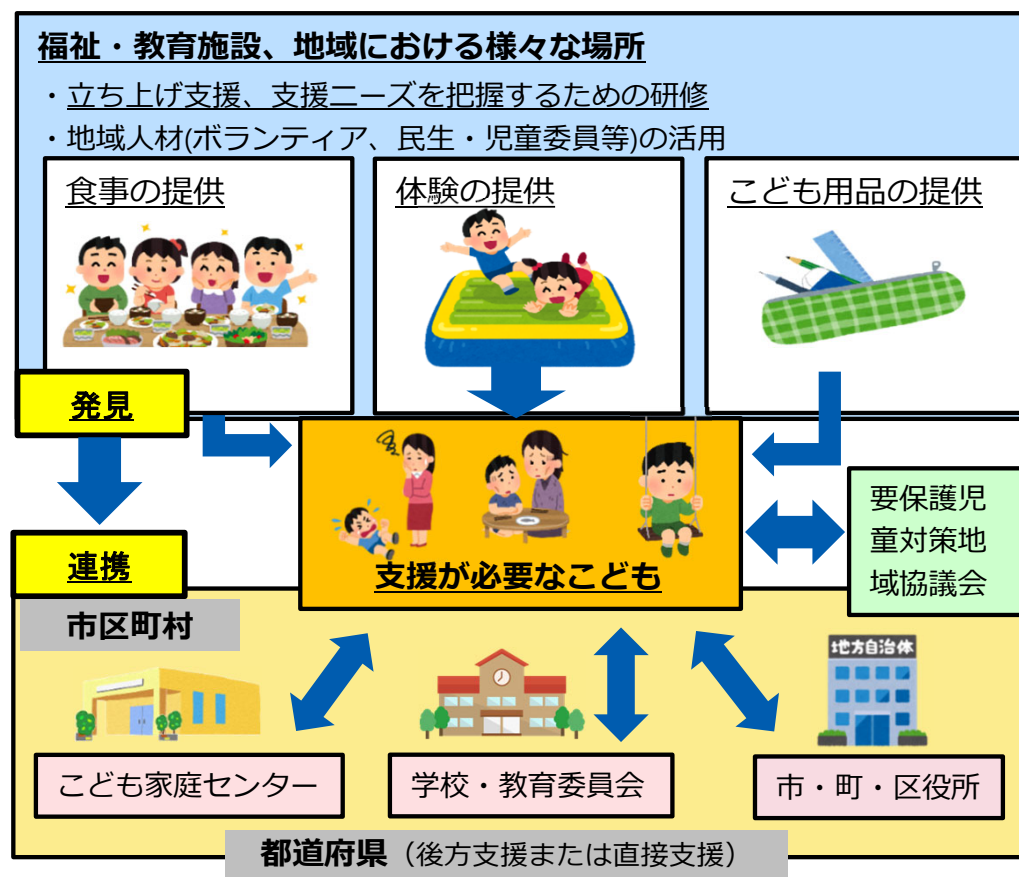
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
 - ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
 - イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
 - ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
 - エ その他上記に類する事業
 - ※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



実施主体等

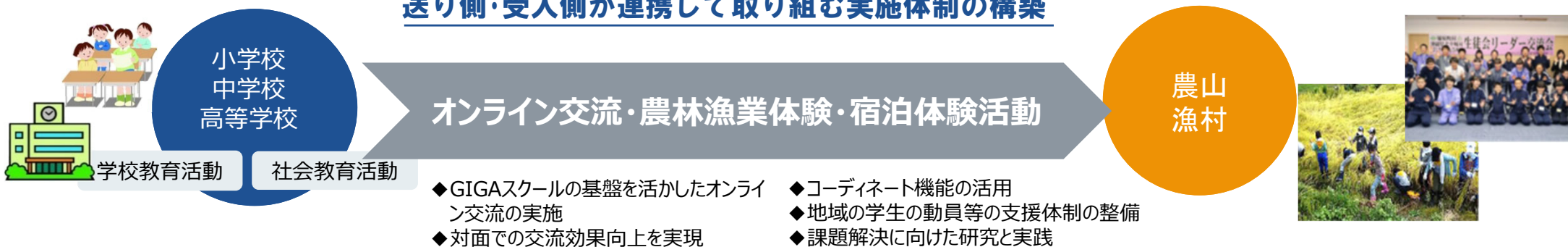
【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7 予算額（案）： 18 百万円
（R6 予算額： 18 百万円）

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費（調整費、運営費、謝金、特産品の交換）等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費

等

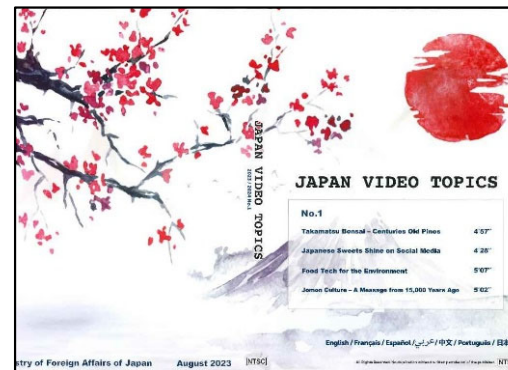
- 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- 映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」における日本の食文化や日本文化の紹介



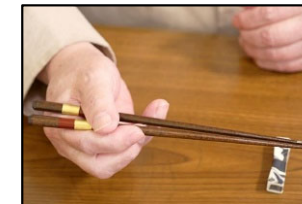
令和5年度第1号(通巻35号)では、「召し上がれ、日本」の連載ページでそうめんを紹介。

にぽにか

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎号「召し上がれ、日本」という連載等、「食」についても発信。在外公館において、定期配布のほか広報文化事業や学校訪問の際にも活用。



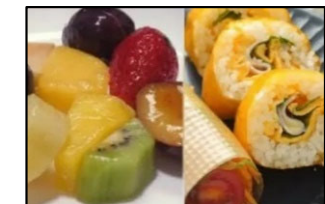
食育～食を通じた学び～



日本の箸



正月を彩る餅～雑煮と花餅～



美味しく食べきる！
～食料廃棄に挑む最新技術～

ジャパン・ビデオ・トピックス

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映の他、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

在外公館文化事業＜和食＞

目的:世界的な「和食ブーム」、我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力を効果的に発信。

期待される効果:本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

→和食を通じて、我が国の文化の魅力を効果的に発信することにより、良好な対日イメージを形成。



日本祭りにおける和菓子レクチャー デモンストレーション ボリビア（サンタクルス市） （令和5年10月）

●和菓子専門の講師を招き、ユネスコ無形文化遺産に申請された和菓子を紹介・展示。対面式で和菓子作成を実施披露。和菓子を通じて「和」の美しさ等をレクチャーした。

●100人の参加者枠が予想を上回り150人の参加となり、全員が見学できるようリアルタイムでバックスクリーンでも流した。体験型に取り組んだことにより多くの参加者に楽しんでもらえ、日本や日本文化に関心が高まった。



魅力溢れる愛媛： 日中文化交流－愛媛カルチャーフェア 中国（北京市） （令和6年1月）

●愛媛の観光、文化の魅力を発信するイベントにおいて、利き酒師の資格も有する講師による日本の酒類や調味料に関するレクチャーや愛媛県の商品を含めた日本の酒類等の試飲や試食を行った。

●約130人が来場。中国人講師による中国語での説明により、日本酒をはじめとする日本の酒類等について、その魅力を十分に紹介することができた。参加者の反応も良く、「日本の文化に対する理解が深まった」等のコメントが寄せられた。



さくらんぼ祭りにおける 餅つきパフォーマンス キプロス（カンボス村） （令和6年6月）

●カンボス村で毎年実施される「さくらんぼ祭り」にて日本の伝統文化である餅つきのレクチャー及びパフォーマンスを実施。実際に参加者に餅つきを体験してもらい、試食も行うことで、具体的で記憶に残る日本文化体験を行った。

●120人の参加者を予定していたところ、2倍の240人の参加者となり、現地メディア5件で本事業についての報道がなされた。また、農業・環境大臣の参加を得られることができ、現地での和食への理解・関心が高まった。

学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

背景	- 学校給食における有機農産物等の活用は、児童生徒に安心・安全な食材を提供するために有効であるとともに、食育の観点からも教育的意義を有する。 - 食料・農業・農村基本法が改正され、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められており、学校給食に有機農産物を活用する際の課題解決への支援が必要。また、オーガニックビレッジ等との連携を促し、生産から消費までの一貫したモデルの創出が必要。
課題	- 域内で必要な量の確保が難しく、定期的に生産者へ生産状況を確認したり、関係者間で協議を行う必要がある。また、一般的に流通している食材に比べるとコスト面でも課題がある。 - サイズが不揃いであったり変形しているなどで学校給食用の納入規格に合わない。学校給食で使用するためには、生産者に加工済みの食材を納入してもらうか、調理場において加工用の調理器具を使用する必要がある。

事業概要

学校給食における有機農産物等の総合的な使用促進・有機農産物等の使用を通じた環境負荷低減や食料安全保障の観点を含めた児童生徒の食育推進を目的とし、先進事例創出のための調査研究を行う。

＜事業内容＞

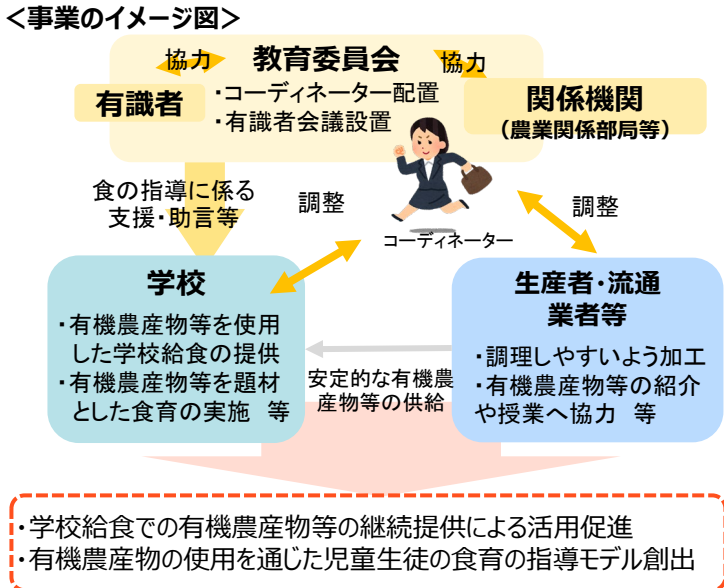
○有機農産物等の継続的な活用による食育の推進

- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、食文化・産業への理解促進、生産者への感謝の気持ちの醸成などに係る方策と効果を研究
- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、持続可能性の高い農業に係る理解を促進することなどに係る方策と効果を研究
- 効果的な農業体験の導入等による環境負荷低減に係る理解を促す方策と効果を研究

○有機農産物等の安定的な供給による使用促進

- 市町村内での仕組みづくりを担うコーディネーター等の人材配置や、安定的な供給の促進に資する契約による有機農産物の導入への効果を研究
- 調理器具の購入や人材配置の工夫、そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらうこと等による有機農産物等の加工効率化の効果を研究
- 有機農産物等を活用した新しいメニューの開発、食育を目的とした定期的なメニュー化の促進等による有機農産物等の活用増加への効果を研究
- 有機農産物等の供給量確保のための関係機関との連携方策の実施とその効果を研究

＜事業のイメージ図＞



件数・単価	8箇所・7百万円/箇所	交付先	地方公共団体	対象経費	諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費 等
-------	-------------	-----	--------	------	---

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
- 受託先における学校給食における有機農産物等の使用率の前年比増 - 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増	- 学校給食における有機農産物等の安定的な生産・供給体制構築による有機農産物等を使用する自治体数の増 - 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増	- 学校給食における有機農産物等の全国における使用率の上昇 - 地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

10

背景

- ・ 社会環境が大きく変化した現代において、児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校における食育を通じ、児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが重要。

事業①食に関する健康課題対策支援事業 39百万円（25百万円）

課題

児童生徒の食に関する健康課題を対処するには、栄養に関する専門的な知識を有する栄養教諭が中心となって学校において個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによりバラつきがある。

事業概要

【民間団体等】

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、**個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施**

【地方公共団体】

市町村内の各児童生徒への個別指導を実施し事例を積み上げるとともに、設置者として市町村内の児童生徒に継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施

アウトプット

研修会参加人数の増
個別指導の実績数の増

短期アウトカム

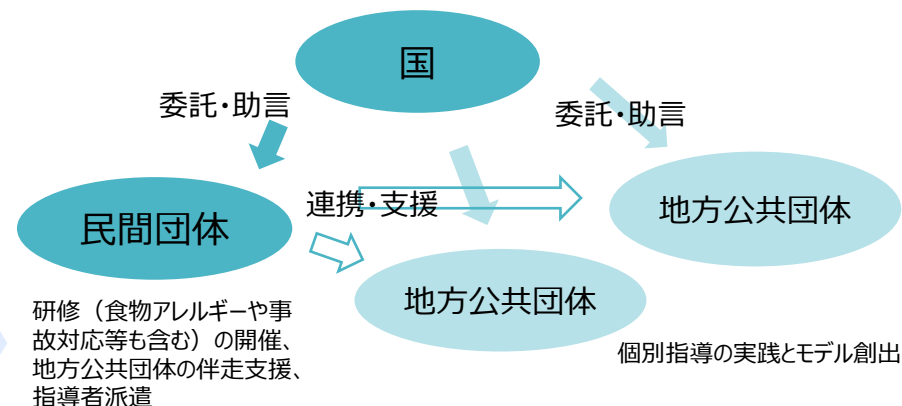
栄養教諭の個別指導力向上
による関係者の満足度の向上

長期アウトカム

栄養教諭の個別指導による
生徒の健康状態の改善・向上の件数増

委託先：民間団体等、地方公共団体
件数・単価：＜研修会実施＞ 1箇所・9百万円（民間団体等）
＜調査研究＞ 14箇所・2百万円/箇所（地方公共団体）
対象経費：研修会開催や指導助言に必要な謝金・旅費等
事業開始年度：令和5年度

（事業イメージ）



事業②食の指導改善充実に向けた調査研究 20百万円（6百万円）

課題

- ・ 食に関する諸課題について、児童生徒が興味・関心を持ち、課題を自分事として捉え、解決していこうとする態度を育むことが重要。
- ・ 食に関する指導の質の向上を図るため、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの充実が必要。

アウトプット

食に関する評価のモデル
の整理・試行の実施

短期アウトカム

食に関する評価の実施

長期アウトカム

食の評価に係るPDCAサイクルが確立し、児童生徒の食についての正しい知識や適切な判断力向上、食に対する意識の向上を体系的に促進

事業概要

食に関する実態調査を行うとともに、検討委員会を設置し、**食に関する指導の評価の在り方について検討**を行う。
また、学校給食摂取基準改定に係る各種検討を新たに実施。

委託先：民間団体等
件数・単価：1箇所・16百万円（民間団体等）
対象経費：有識者会議の開催や評価方法の試行に必要な謝金、旅費、人件費等
事業開始年度：令和6年度

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

現状・課題

養護教諭

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

- 多くの学校で養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の必要な知識や技能の更新が困難

栄養教諭

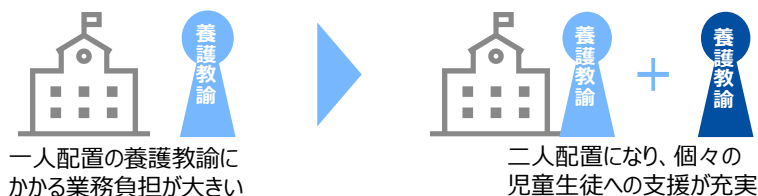
- 肥満や、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別相談指導の必要性の増大
- 食料安全保障、環境と調和のとれた食料システムなど、食を取り巻く現代的な課題に対応する指導を行うための体制充実、資質・能力の向上が必要
- 衛生管理等の通常業務に加え、食材の安定した調達や、昨今の物価高騰等の時勢を踏まえた対応が求められるなど、栄養教諭が担う業務が煩雑化している

- 栄養教諭は、複数校を兼務しているケースが多く、学校への配置数が相対的に少ないため、各学校に在籍している多様な課題を抱える生徒へのきめ細かな対応が困難。

事業内容

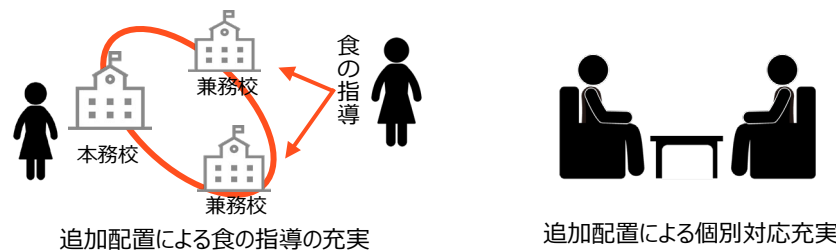
養護教諭の派遣による繁忙期や大規模校等における業務支援

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



栄養教諭の派遣による食の指導の充実、個別対応充実

- 複数校の兼務等により十分に食の指導が行き届いていない学校への派遣による食の指導の充実、個別の対応が必要な児童生徒が多い学校に追加の栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭の業務体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る

アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が実施する養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間

令和5年度～

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市教育委員会
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

68百万円
70百万円



背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標： **1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]

- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R7目標： **100チーム**

- 事業開始：平成27年度～

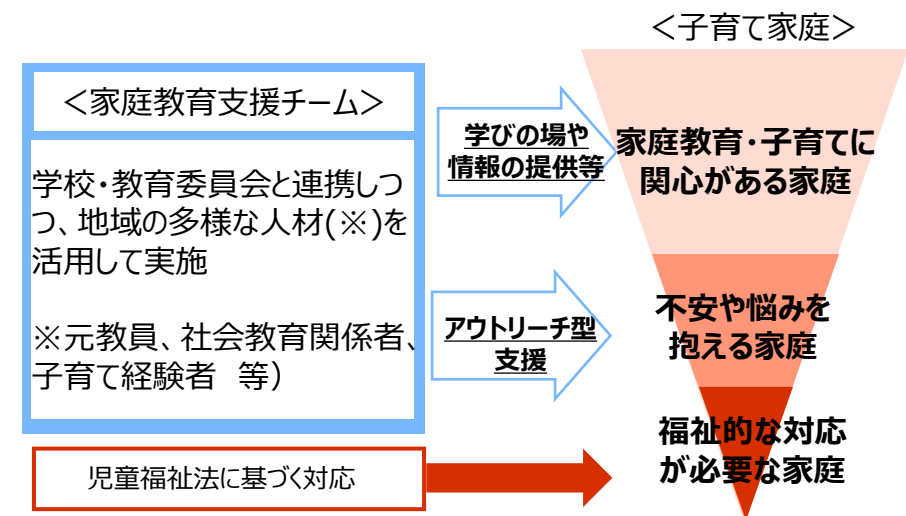
骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策

（こども大綱の推進）

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がある保護者の割合が改善する。（R5:40.0%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

目的

子供たちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所としての役割を果たす学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を推進する。

事業内容

- 学校施設の老朽化対策、他の公共施設等との複合化・共用化、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修 等
- 学校施設の脱炭素化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）、木材利用の促進（木造、内装木質化） 等

長寿命化改修による教育環境向上と老朽化対策の一体的整備



災害時にも利用可能な
学校体育館の空調設備



洋式化、乾式化された
安全で清潔なトイレ



地域コミュニティの拠点として、学校施設と
他の公共施設等との複合化・共用化を推進



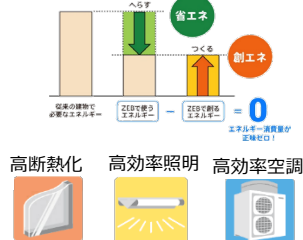
校舎の柱や内装に木材を活用し、
温かみのある学習・生活環境や脱炭素化を実現



バリアフリートイレ等バリアフリー化により避難所としての防災機能を強化



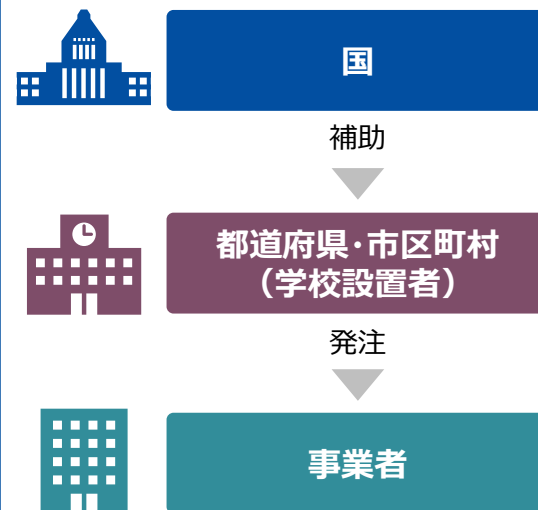
学校施設のZEB化



事業スキーム

公立学校の施設整備に要する経費の一部を
事業等に応じた補助率により補助

《補助率：原則1/3、1/2》



事業効果

- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等により、子供たちの安心・安全な教育環境を確保。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額（案） 681億円
（前年度予算額） 683億円



令和6年度補正予算額 2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

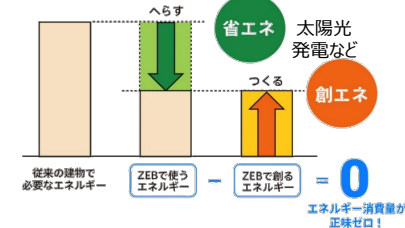


バリアフリースイートの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化** 高断熱化、LED照明、高効率空調など



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和9年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

伝統文化親子教室事業

令和7年度予算額（案） 1,488百万円
（前年度予算額 1,489百万円）



現状・課題

次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れることは、文化的な伝統を尊重する心や先人への尊敬を深めるとともに、創造力と感性を涵養し、将来にわたり伝統文化に継続して携わるきっかけとなる。このため、舞踊等の「伝統文化」、茶道、華道、書道、和装、五節句等の「生活文化」、囲碁、将棋等の「国民娯楽」（以下「伝統文化等」という。）を計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供が求められている。また、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能、生活文化の担い手が減少し、継承が困難となっていることから、伝統文化等の裾野拡大を図ることは喫緊の課題である。

事業内容

子供たちが親とともに、舞踊、茶道、華道、書道、和装、五節句、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援



鹿嶋市伝統文化親子体験教室
（地域展開型）



日本舞踊「さくら会」
（教室実施型）

体験機会の提供、幅広い参加の促進

継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展
子供たちの豊かな人間性の涵養

地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

地域展開型 388百万円（312百万円） 事業開始年度：平成30年度
実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

連携

地域の子供たちに計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する

教室実施型 806百万円（888百万円）

事業開始年度：平成26年度
実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

体験・修得機会の格差解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する

統括実施型 203百万円（197百万円）

事業開始年度：令和3年度
実施主体：統括団体等

○審査経費等 91百万円(92百万円)
審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。



アウトプット（活動目標）

事業実施団体数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教室実施型	3,500	3,200	2,600
統括実施型	15	15	12
地域展開型	40	70	90

短期アウトカム（成果目標）

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 62,500人
- 統括実施型 11,400人
- 地域展開型 19,200人

中期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。
- 地域展開型
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。

長期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。
- 地域展開型
参加した子供が体験事業後も伝統文化等に携わっていることを目指す。

（担当：文化庁参事官（生活文化創造担当） 付）

事業目的

昭和61年度より開催。 各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ 天皇皇后両陛下4大行幸啓の1つ。

令和6年度 岐阜大会 令和6年10月14日（月）～11月24日（日）

令和7年度 長崎県 令和7年 9月14日（日）～11月30日（日）

令和8年度 高知県 令和8年10月25日（日）～12月 6日（日）



開会式（「清流の国ぎふ」文化祭2024）

アウトプット（活動目標）

- ・分野別フェスティバルの開催 27件
- ・地域文化を生かした芸術公演・発表・展示 86件

短期アウトカム（成果目標）

- ・国民文化祭の来場者が文化芸術に親しむ機会となったと回答した割合が過去3回平均より増加していることを目標とする

長期アウトカム（成果目標）

- ・国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合を維持する

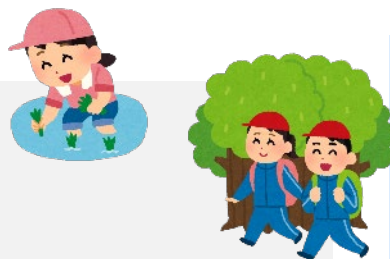
（担当：文化庁参事官（芸術文化担当）付）

事業目的

- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの様々な体験活動を引き続き着実に支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援



（１）宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における２泊３日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

（２）体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助

経済財政運営と改革の基本方針2024

（R6.6.21閣議決定）

『豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動（略）等を推進するとともに…』

教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

（R3.6.18閣議決定）

『子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターン基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	交通費、講師やコーディネーターの報酬・謝金など	補助割合	国 1 / 3

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

厚生労働省における食育関連主要事業について

食育推進基本計画

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- ・国民健康づくり運動
「健康日本21」の推進
- ・8020運動・口腔保健推進事業

- ・食品に関する情報提供や
リスクコミュニケーションの推進

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

【令和7年度当初予算額(案) 763百万円】

(令和6年度補正予算額 47百万円)

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21推進費 〈195百万円(166百万円)〉
- 健康日本21分析評価事業 〈39百万円(38百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈180百万円(401百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈32百万円(30百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈96百万円(95百万円)〉
- 糖尿病予防戦略事業 〈37百万円(37百万円)〉

□ 東京栄養サミットを契機とした食環境づくりの推進

- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業〈55百万円(55百万円)〉
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 〈44百万円(44百万円)〉

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ



<スマート・ライフ・プロジェクト> 参画団体数 12,073団体 (R6.12.31現在)

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



<健康寿命をのばそう! アワードトロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう! アワード」
- 「健康寿命をのばそう! サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



企業・団体
自治体

・メディア
・外食産業



・フィットネスクラブ
・食品会社

等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

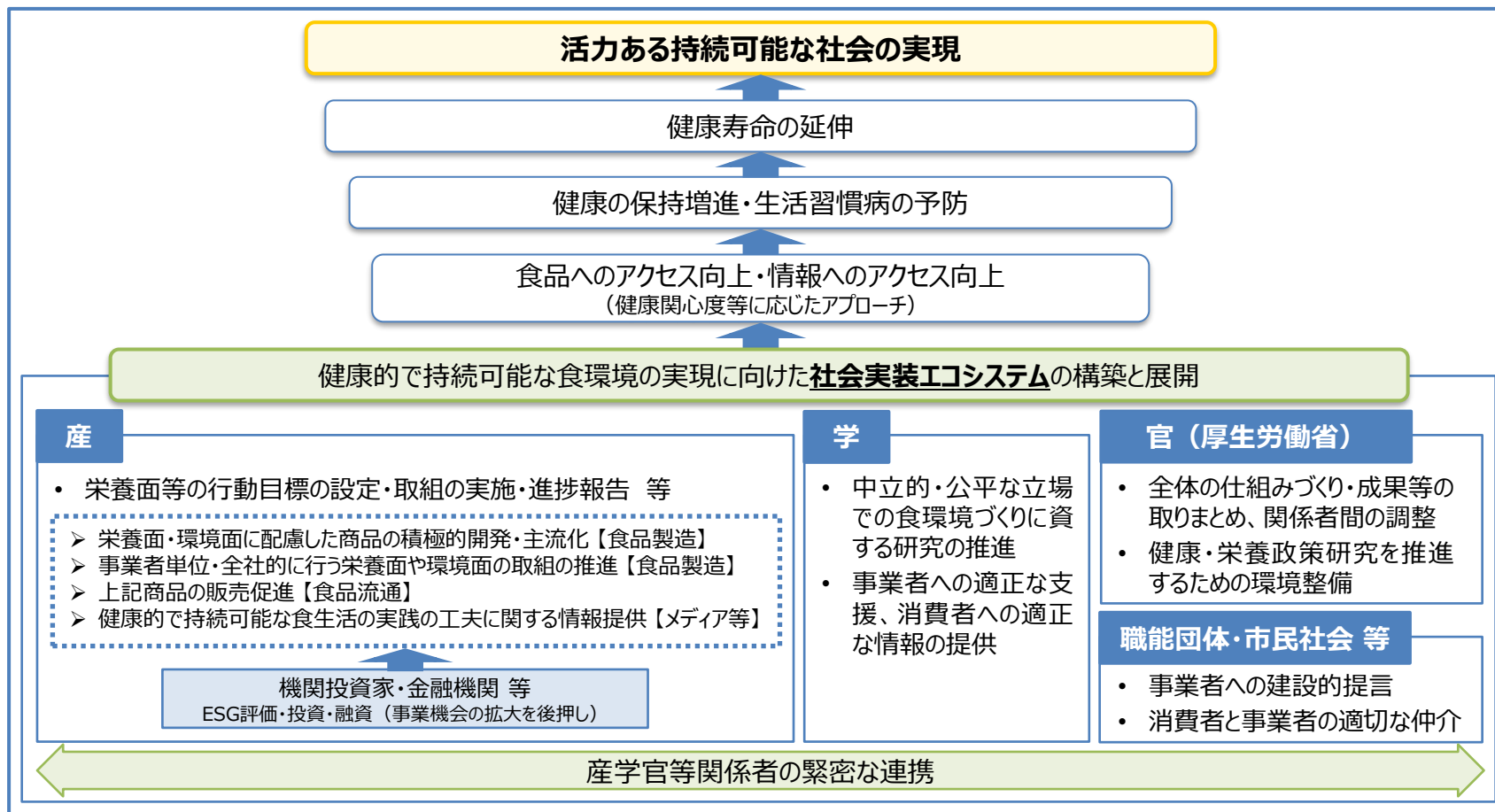
社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど） → 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※¹報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※²による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
 - ※¹ 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
 - ※² 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



令和7年度当初予算案 13.3億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社 等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

I 歯科疾患予防等事業

- ① 歯科疾患予防事業
- ② 歯科健診事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

<標準事業例> 歯科健診事業（個別・集団）、医科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業 等

③ 歯科健診・クリーニング事業【新規】

④ 食育推進等口腔機能維持向上事業

II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業

- ① 歯科保健医療推進事業
- ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

III 調査研究事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業 ※旧Ⅲ 歯科口腔保健推進体制強化事業（廃止）
- ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所
II 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所



リスクコミュニケーションの主な取組

【令和7年度当初予算額（案）9百万円】
（令和6年度予算額 9百万円）

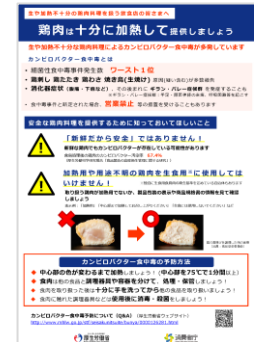
1. 意見交換会

食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保などをテーマに意見交換会を開催



2. リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットや動画等を作成



3. ホームページ

厚生労働省ホームページ
「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開



4. SNS（X（旧Twitter））等

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信



＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に基づき、**食育推進全国大会の開催、食育活動表彰、食育に関する調査等**のほか、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充**を行うことにより、食育の全国展開を図ります。加えて、**次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発**を通じて、更なる食育の推進に取り組みます。

＜事業目標＞

食育に関心を持っている国民の割合：90%以上（第4次食育推進基本計画〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 全国食育推進ネットワークの改組・拡充 若者、中高年、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と消費行動の変容を促す取組（大人の食育）の推進に向けて、様々な主体を巻き込んだ官民連携による国民運動を展開するため、食育に関する情報発信等を自治体や民間団体等に対して行ってきた「全国食育推進ネットワーク」の改組・拡充を図ります。	全国食育推進ネットワークの改組・拡充 食や農への国民理解を醸成し、行動変容を促す国民運動を展開するため、学校、企業、生産者などの様々な主体を巻き込んだ官民連携による体制を構築
2. 食育推進全国大会、食育活動表彰 国民の食育に対する理解を深めるため、食育推進全国大会や食育活動の優良事例の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。 3. 食育に関する意識調査、事例収集 食育の推進状況を把握するための意識調査等により、国民のニーズや特性を調査・分析し、より効果的な食育推進方策の検討を行います。	食育推進全国大会、食育活動表彰 - 国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により食育推進全国大会を開催 - ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰
4. 次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発 次期計画の作成・実施に向けて、学会等のエビデンスや、効果が高かった食育の取組に関する情報を調査・整理し、発信します。また、次期計画の内容の速やかな周知が図られるよう、普及啓発資料やデジタル広報の企画・設計を行います。	食育に関する意識調査、事例収集 - 食育の推進状況を把握するための意識調査を実施 - 優良事例を収集し、食育白書の特集に記載するとともに、食育を実践している方々に対し、情報提供
＜事業の流れ＞ 国 委託 民間団体等	次期計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発 - 学会等による調査・研究等のエビデンスや、効果が高かった民間等の食育の取組に関する情報を調査・整理、発信 - 次期計画の内容を周知する普及啓発資料やデジタル広報を企画・設計

地域での食育の推進

【令和7年度予算概算決定額 1,896（1,720）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。その際、農林漁業体験機会の提供に加え、産直活動等の様々なチャネルを通じて生産者と消費者との交流を推進する取組や、学校給食における地場産物活用の促進に向けた機械・設備等の導入、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装を新たに支援対象とします。

＜事業目標＞

第4次食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食等を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催、飲食店等と連携した食品ロス削減に関する啓発資料の配布を支援します。

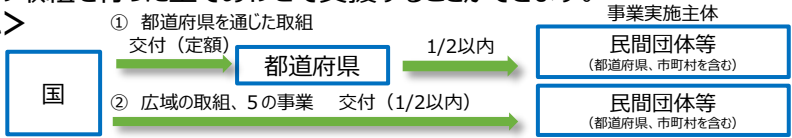
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

（注）シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

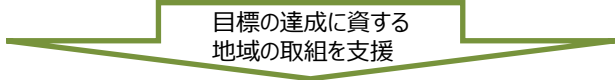
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす



支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



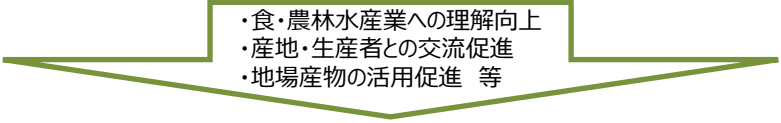
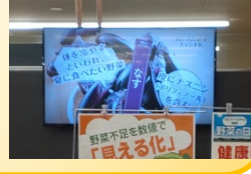
生産者と消費者との交流イベントの開催



学校給食における地場産物活用



産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装



第4次食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

＜対策のポイント＞

新たな食料システムを支える企業や農業現場の優良な取組を表彰することを通じ、国民の行動変容を誘起するため、これらの取組への直接的接点となる場を全国及び地域レベルで設けます。さらに、国産農林水産物等を消費者が選択するといった行動変容につなげ、食と環境を支える農業・農村への国民の理解を醸成するため、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力について、メディア・SNS等を活用した情報発信をあわせて行います。

＜事業目標＞

- 国民理解の醸成

＜事業の内容＞

1. 行動変容を誘起する場の創出

食と農への理解深化に寄与するような推進パートナーによる国民の行動変容を促すような優良な取組事例を表彰しつつ、消費者と生産者・民間事業者が一体となって、「食」や「農」が抱える課題を解決する行動を誘起します。

2. 情報発信

メディア・SNS等を活用して、ニッポンフードシフトに賛同する企業等の取組を盛り込んだ情報発信を実施します。

3. 食生活調査

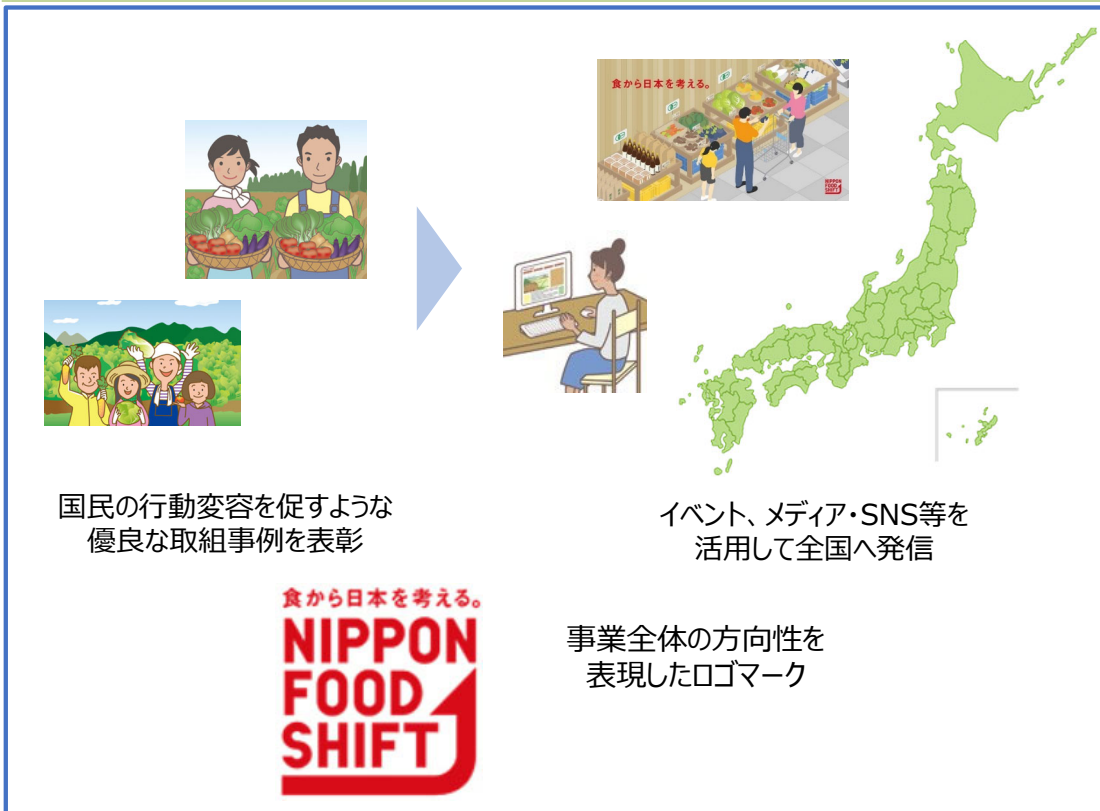
食と農をめぐる事情が大きく変化する中で食と農への国民理解の状況や日常の食生活を把握するための調査を実施します。

（関連事業）

食料安定供給に資する総合的な備蓄等の取組の周知

【令和6年度補正予算額】195百万円

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



農業・農村への国民理解の醸成、食料自給率の向上と食料安全保障の確立

【お問い合わせ先】 大臣官房政策課食料安全保障室（03-6744-2395）

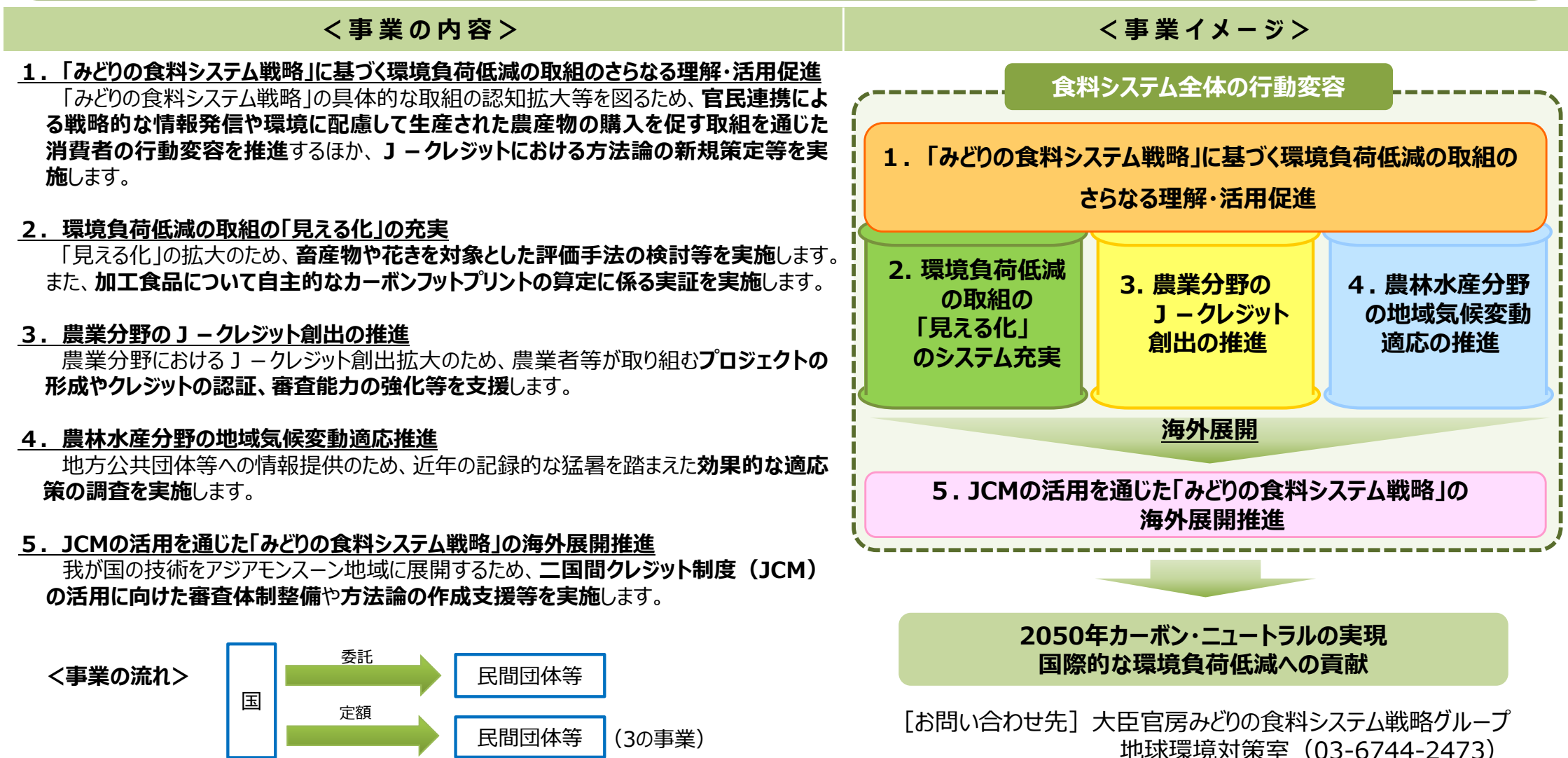
食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進 【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**食料システムの関係者による環境負荷低減の取組の更なる理解・活用促進**に加え、「見える化」の推進や農業分野のJ-クレジットの創出を推進します。また、「みどりの食料システム戦略」のアジア・モンスーン地域への展開を図るため、**二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた環境整備**を推進します。

<政策目標>

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成【令和12年】



6 持続的な食料システム確立緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 4,721百万円】

<対策のポイント>

輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっています。このような課題に対応するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**や**新技術の導入**による**食品製造業の生産性向上**、**付加価値の向上**を図る取組を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

<事業目標>

食料システムの強靱化による食料安定供給の確保

<事業の内容>

1. 産地連携推進緊急対策事業

4,321百万円

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発・製造・PRの取組**を支援します。

2. 新技術導入緊急対策事業

300百万円

原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入**を支援します。

3. 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

100百万円

食品産業が農林水産業等と連携し、持続的な食料システムを確立するため、**多様な関係者の連携を推進するプラットフォームを構築・活用**し、地域の食品企業や農林漁業者等が参加する**コンソーシアム**において、**国産原材料の活用等**の付加価値向上に向けた**新しい食品ビジネスを創出する取組等**を支援します。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

1/2以内

食品製造事業者等

(1の事業)

定額、1/2以内

食品製造事業者

(2の事業)

(3の事業)

[お問い合わせ先]

(1の事業)

(2の事業)

29(3の事業)

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

食品製造課

企画グループ

(03-6744-2089)

(03-6738-6166)

(03-6744-2063)

<事業イメージ>

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対する支援

産地連携推進緊急対策事業

新技術導入緊急対策事業

食品製造事業者による産地への機械・資材の提供等

原材料の安定調達を目指す食品製造事業者

国産原材料を調達

新技術の導入

国産原材料導入のための製造ラインの増設

労働生産性の向上・人手不足の解消

地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

プラットフォーム

支援

コンソーシアム

付加価値向上に向けた食品企業と農林漁業者等の連携・協調

小売業者 金融機関

物流業者

農林漁業者

行政

食品製造事業者

研究機関

国産原材料を活用した新ビジネス等

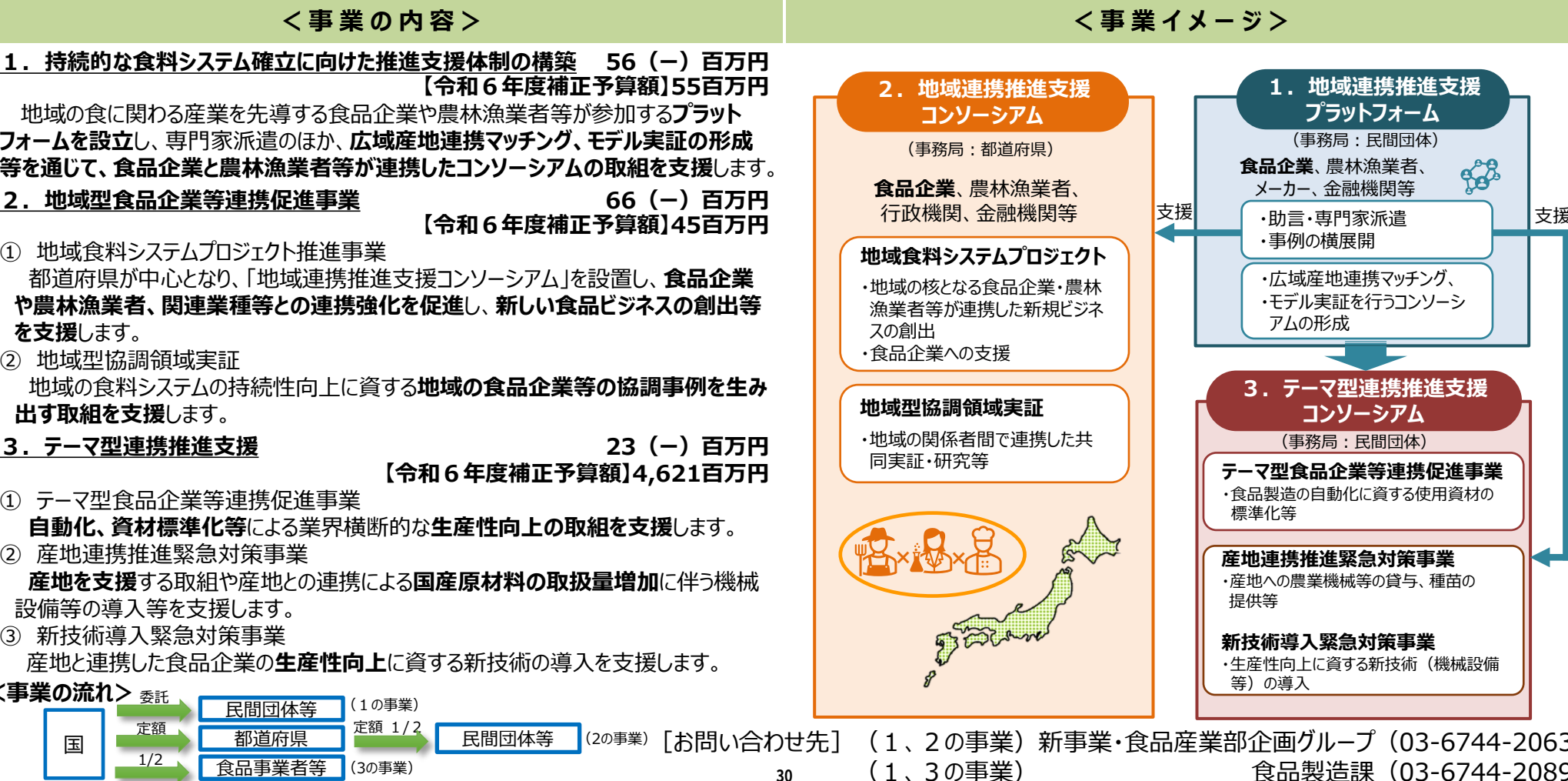
<対策のポイント>

持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。また、食品企業による産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

<事業目標>

○ 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

○ 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件〔令和9年度まで〕）



＜対策のポイント＞

多様な地域の食文化を持続可能な形で次世代に継承していくため、伝統食のデータベース化を進めるとともに、和食文化を次世代に継承する人材の育成を推進します。

＜事業目標＞

- ユネスコ無形文化遺産「和食；日本人の伝統的な食文化」の継承
- 和食文化継承リーダーの育成（2,100人〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 伝統食のデータベース化

地域固有の多様な食文化を保護・継承するため、全国各地で古くから存在している地域の食材を基に、気候・風土など地域の特性を活用し、保存性、食味などを工夫しながら長年製造されてきた加工食品の歴史・特徴・レシピ等のデータベース化を行う。

2. 和食文化を次世代に継承する人材の育成

こどもたちや子育て世代に対して、和食文化を伝える中核的な人材である「和食文化継承リーダー」を各都道府県に育成するため、和食文化の魅力と継承の方法を学ぶための研修（基礎・実践・実地）を実施する。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

伝統食のデータベース化



農林水産省Webサイト「にっぽん伝統食図鑑」

伝統食のデータベース化の流れ

- ① 業界団体等と協力し、掲載品目を選定し、原稿を作成。
- ② 大学・研究機関等の有識者を構成員とする委員会に諮り、掲載内容を精査。
- ③ Webページに掲載し、広く情報発信。

和食文化を次世代に継承する人材の育成



和食文化継承リーダー

和食文化継承リーダー研修の流れ

- ① 専用テキストを使用したオンデマンド講座（**基礎講座**）を実施。
- ② オンラインのグループワーク研修（**実践研修**）を実施。
- ③ 受講者自身の職場等で**実地研修**を実施。
- ④ 全ての課程を終えた者を、和食文化継承リーダーとして登録。

＜対策のポイント＞

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、官民連携の場の構築やサステナビリティ課題に関する調査を行う。

＜事業目標＞

- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。
- 2030 年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す（2018 年基準）。
- 2030年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。

＜事業の内容＞

1. サステナビリティ課題の解決に向けた官民連携の場の構築 45（－）百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、サプライチェーン関係者が参画する官民連携の場を構築し、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を行います。

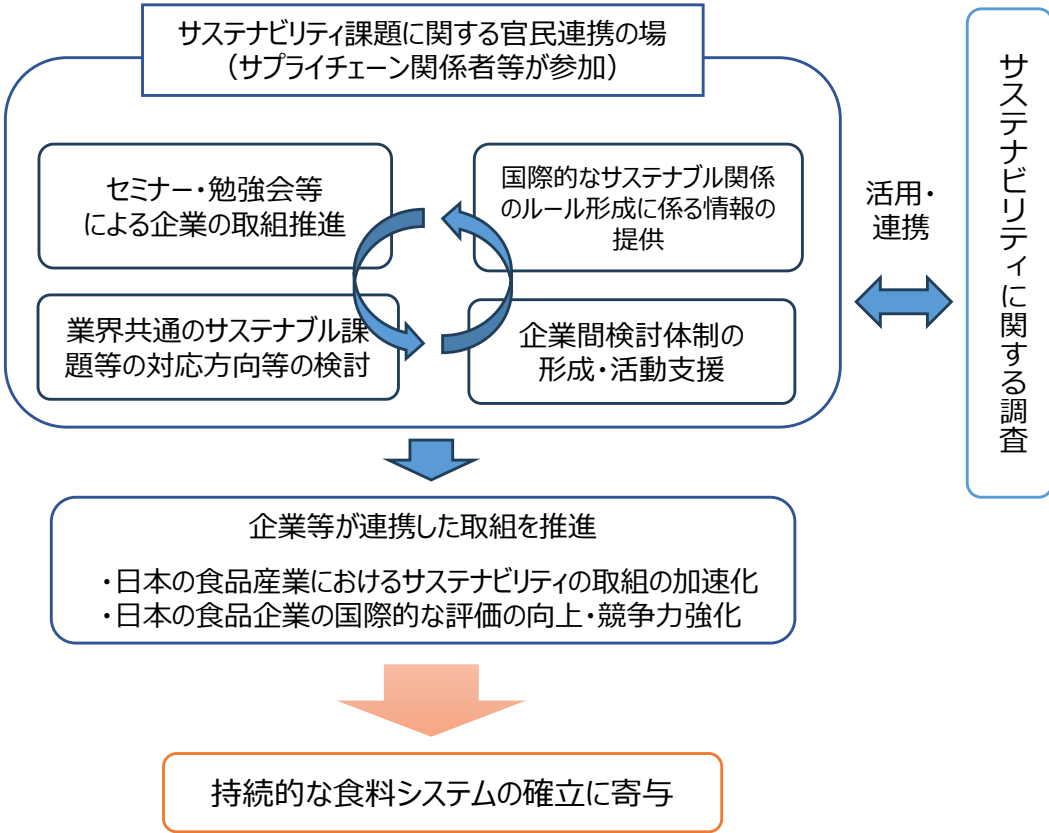
2. サステナビリティ課題等に関する調査 6（－）百万円

日本の食品産業のサステナビリティに関する取組の実態等の調査を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



食品ロス削減緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 290百万円】

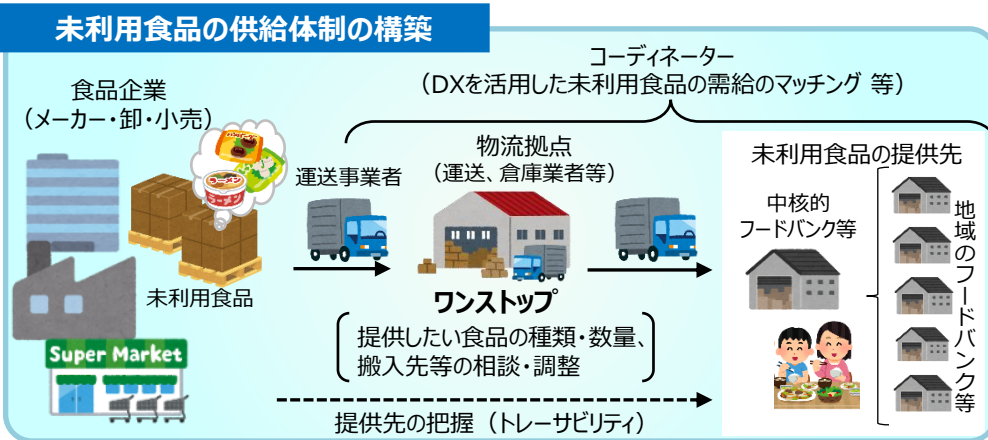
＜対策のポイント＞
事業系食品ロスの更なる削減に向け、食品企業による未利用食品の寄附促進を図るための物流事業者等との連携や、DX推進のほか、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証等を支援します。

＜事業目標＞
2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）

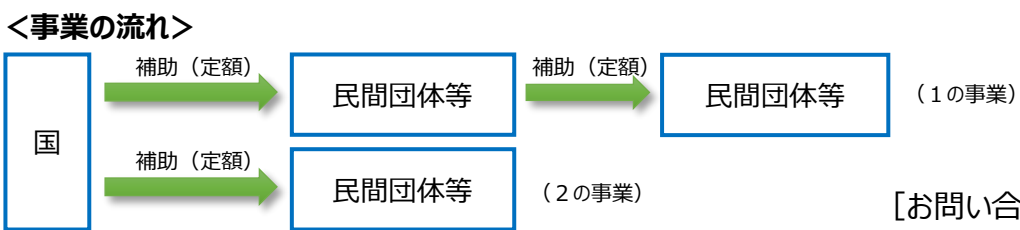
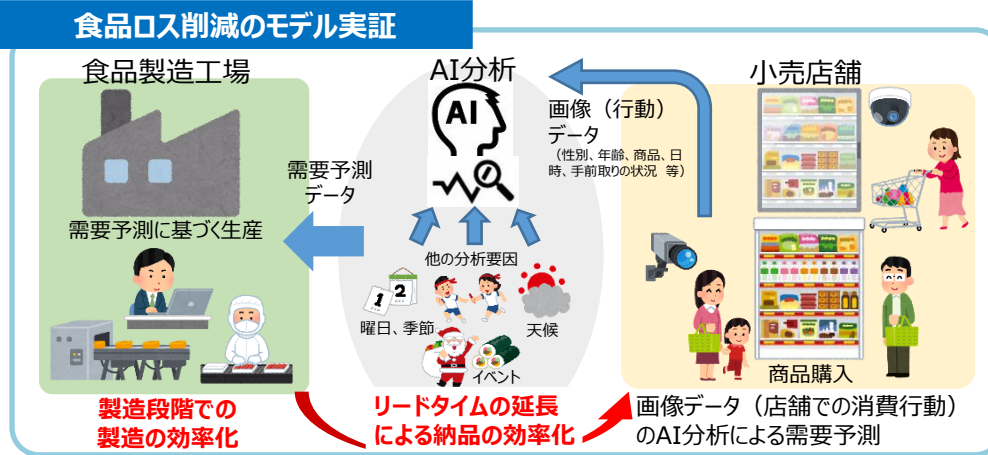
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 未利用食品の供給体制構築緊急支援 130百万円
食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。



2. 食品ロス削減緊急対策モデル支援 160百万円
食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証を支援します。



＜対策のポイント＞

事業系食品ロスの削減に向け、フードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等に取り組むほか、企業における食品廃棄物の発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施します。

＜事業目標＞

○ 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食品ロス削減総合対策事業 43（52）百万円

① 食品ロス削減等推進事業 16（46）百万円
食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。

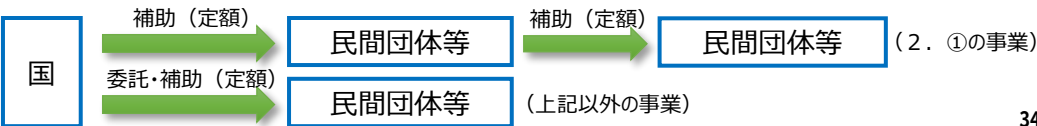
② 食品ロス削減調査等委託事業 27（6）百万円
企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

2. 食品ロス削減緊急対策事業（令和6年度補正予算） 290百万円

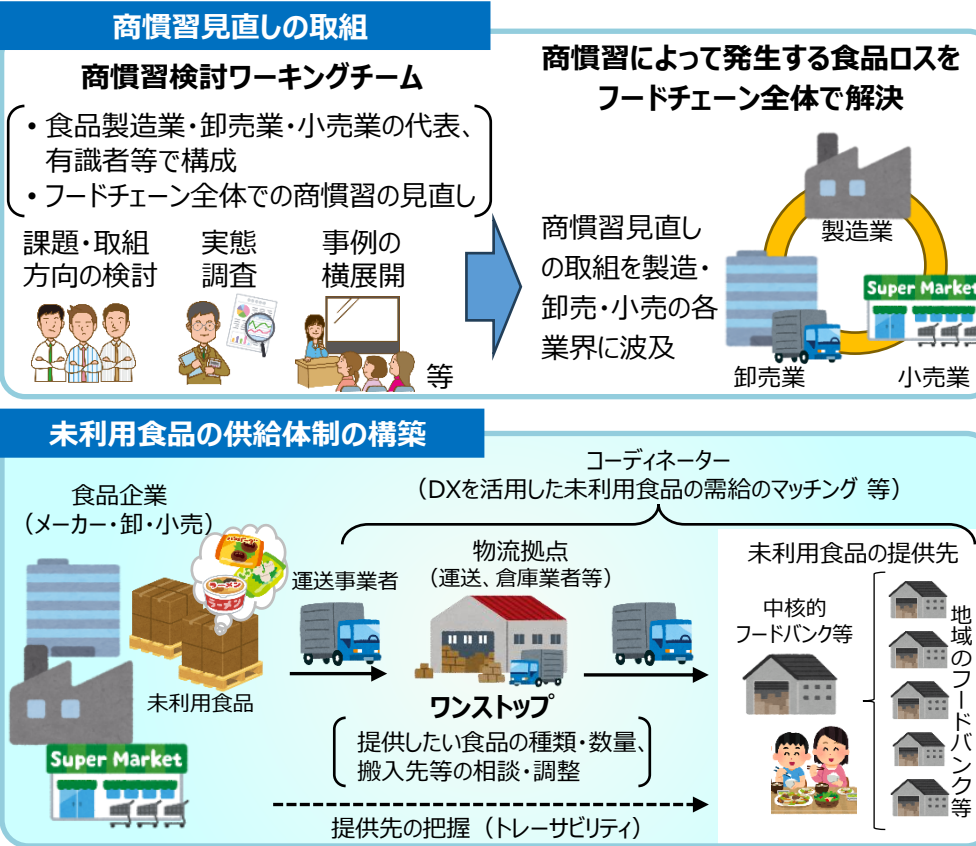
① 未利用食品の供給体制構築緊急支援 130百万円
食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

② 食品ロス削減緊急対策モデル支援 160百万円
食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2051）

○ 食品アクセス確保緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 500百万円】

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

＜事業目標＞

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

＜事業の内容＞

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

＜事業イメージ＞

[1について]

円滑な食品アクセスの確保

[2について]

立上げ支援	食品提供の質・量の充実に
・ 求人費 ・ 厨房設備費 ・ 保管用倉庫費(冷蔵・冷凍庫を含む) ・ 配送車両費 ・ 研修会開催費 ・ 生産者・食品関連事業者との交流会、マッチングの開催費 ・ 調理・共食の場の提供費 等	(立上げ支援の内容に加え) ・ 未利用食品の輸配送費 ・ 入出庫管理機器費 ・ システム構築費 ・ 広域連携に向けた関係者との検討会、情報交換会の開催費 等

＜事業の流れ＞

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
（令和6年度補正予算額 500百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

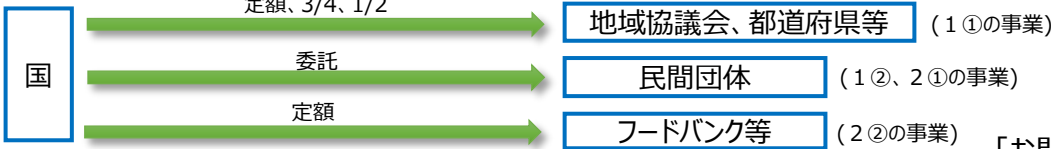
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㍿ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ㍿ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ㍿ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ㍿ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

＜対策のポイント＞

新たな米の需要を創造することにより、食の多様化や簡便化等により年々減少傾向にある米の1人当たり消費量に歯止めをかけ、米の消費を拡大するための取組を支援します。

＜事業目標＞

米の需要拡大（消費量51kg/年・人〔R12年度〕）

＜事業の内容＞

我が国の米の消費は、食の多様化等を背景に、1960年頃をピークとして減少傾向にある一方で、我が国の気候風土に適した持続的な食料生産基盤であり多面的機能を有する水田を維持し、これを有効活用していくことが、我が国の食料供給力の強化を図る上で必要であり、米の消費拡大は極めて重要な課題となっています。

このため、米の1人当たり消費量の減少率の大きい、中高年層をターゲットとして、米の機能性など「米と健康」に着目した調査・広報等、新たな米の需要創造につながる取組を支援します。

＜事業の流れ＞

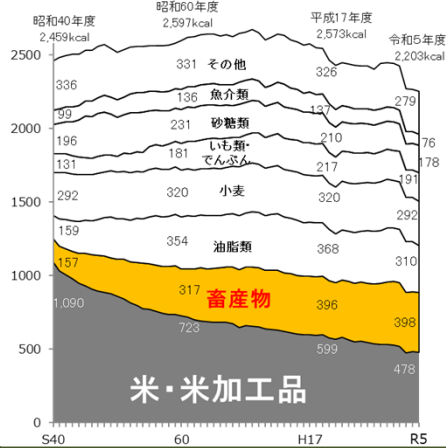


＜事業イメージ＞

消費量減少の背景

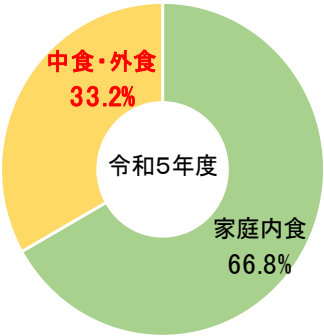
＜多様化＞

肉料理が増加するなど、食の選択肢が多様化



＜簡便化＞

家庭内炊飯割合が低下し、中食・外食割合が約3割に増加



米と健康に着目した調査・広報等、新たな米の需要創造につながる取組を支援

＜例＞

新たな需要創造に寄与



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 （03-6744-2184）

＜対策のポイント＞

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積 （6.3万ha [令和12年まで] ）

＜事業の内容＞

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

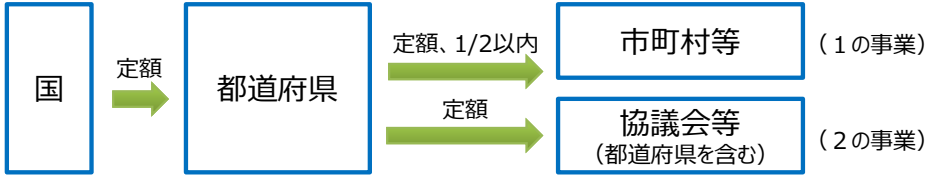
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

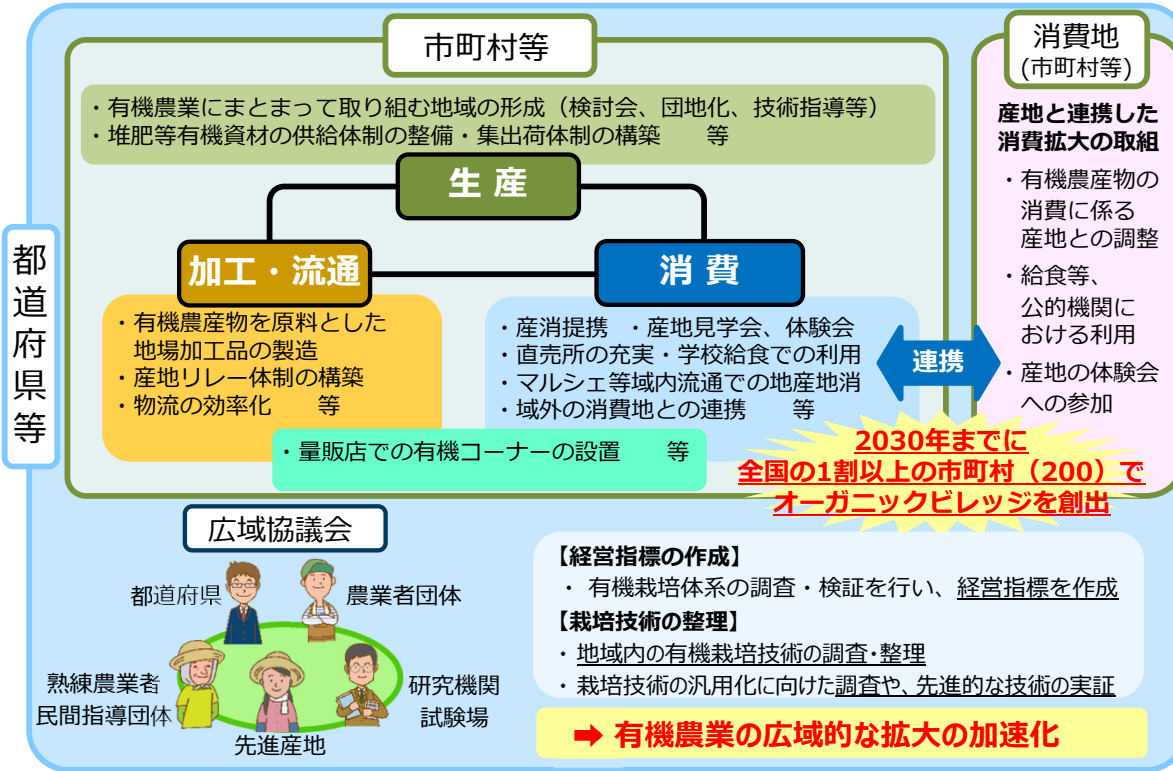
広く県域で取組を行う協議会等による、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 有機農業を推進するため、特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- 事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- 事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- 事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

広く県域で取組を行う協議会等による、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞

```
graph LR; A[国] -- 定額 --> B[都道府県]; B -- 定額 --> C[市町村等 (1の事業)]; B -- 定額 --> D[協議会等 (都道府県を含む) (2の事業)];
```

＜事業イメージ＞

- 有機農業を推進するため、特定区域の設定等に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。

市町村等

- 有機農業にまもって取り組む地域の形成（検討会、団地化、技術指導等）
- 堆肥等有機資材の供給体制の整備・集出荷体制の構築 等

生産

加工・流通

- 有機農産物を原料とした地場加工品の製造
- 産地リレー体制の構築
- 物流の効率化 等

消費

- 産消提携・産地見学会、体験会
- 直売所の充実・学校給食での利用
- マルシェ等域内流通での地産地消
- 域外の消費地との連携 等

消費地（市町村等）

産地と連携した消費拡大の取組

- 有機農産物の消費に係る産地との調整
- 給食等、公的機関における利用
- 産地の体験会への参加

連携

2030年までに
全国の1割以上の市町村（200）で
オーガニックビレッジを創出

都道府県等

広域協議会

都道府県 農業者団体

熟練農業者 民間指導団体 先進産地 研究機関 試験場

【経営指標の作成】

- 有機栽培体系の調査・検証を行い、経営指標を作成

【栽培技術の整理】

- 地域内の有機栽培技術の調査・整理
- 栽培技術の汎用化に向けた調査や、先進的な技術の実証

→ 有機農業の広域的な拡大の加速化

オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

＜対策のポイント＞

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、産地販売戦略の企画助言・新規就農者の農用地確保の支援や、農業者の技術習得等による人材育成、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動等を一体的に行う取組や、加工食品原料の国産化、消費拡大に資する消費者理解醸成の取組等を支援します。

＜政策目標＞

- 有機農業の面積（6.3万ha[令和12年]）
- 有機農業者数の増加（3.6万人[令和12年]）
- 有機食品の国産シェア（84%[令和12年]）
- 国内の有機食品市場の拡大（3,280億円[令和12年]）

＜事業の内容＞

1. 有機農業新規参入促進事業

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、以下の取組を支援します。

- ①オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言や新規就農者の農用地確保の支援等
- ②新たに有機農業に取り組む農業者に対する、有機JASに関する講習受講等の支援
- ③有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動

2. 有機加工食品原料国産化支援事業

国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、以下の取組を支援します。

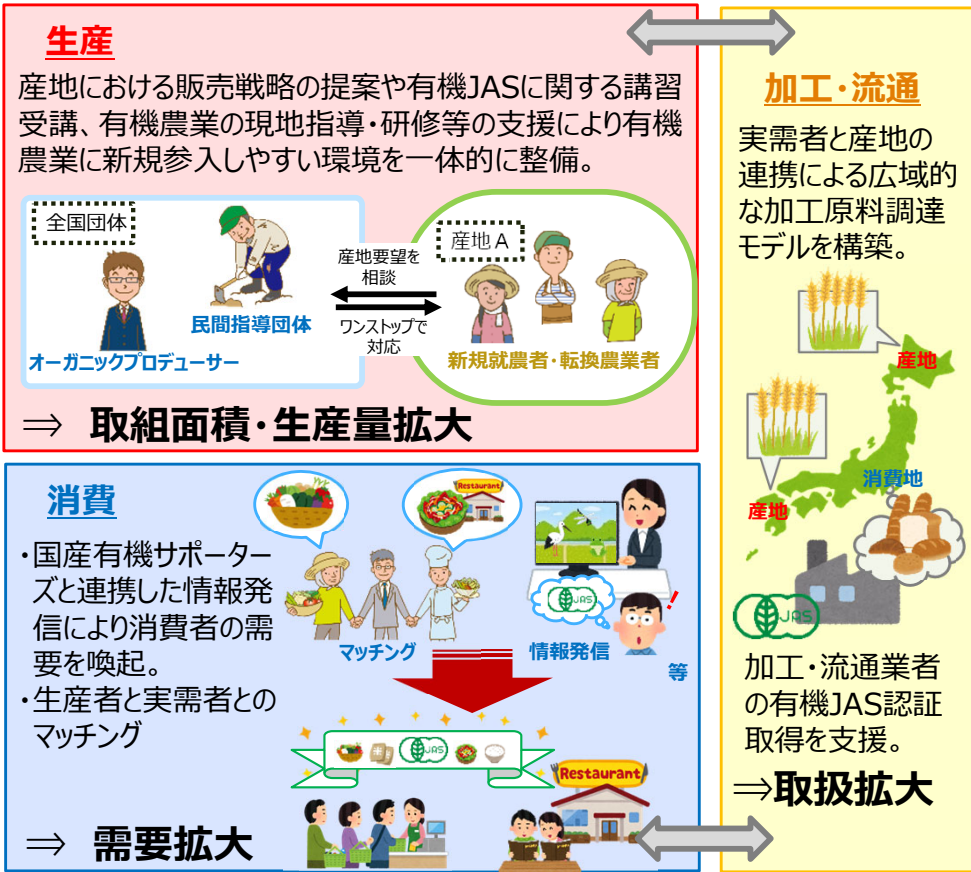
- ①実需者と産地が連携した加工原料の共同調達
- ②有機JAS認証取得や商品開発等
- ③流通・加工事業者に向けた事例紹介等の情報発信

3. 国産有機農産物等需要拡大支援事業

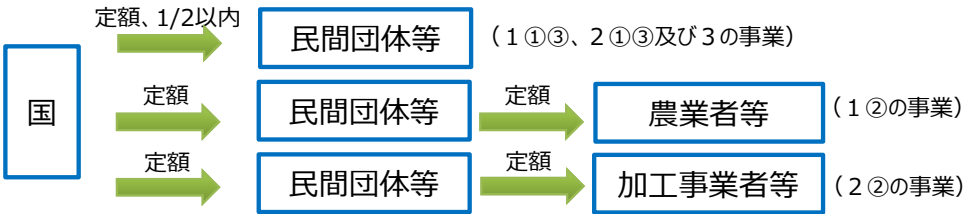
国産有機食品に対する需要を拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携した消費者への情報発信
- ②有機農業の環境保全効果を訴求する資料の作成や消費者向けセミナー開催
- ③生産者と小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチング

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2494）

国産有機農産物等需要拡大支援事業

<対策のポイント>

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援します。

<事業の内容>

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産有機食品に対する消費者の購買意欲向上のため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップや展示会への出展等の取組を支援します。

2. 有機農業環境保全効果訴求事業

消費者の有機農業、有機農産物に対する関心を高めるため、有機農業の環境保全効果を普及啓発するためのコンテンツの作成及び発信等を行う取組を支援します。

3. 国産有機農産物等流通拡大推進事業

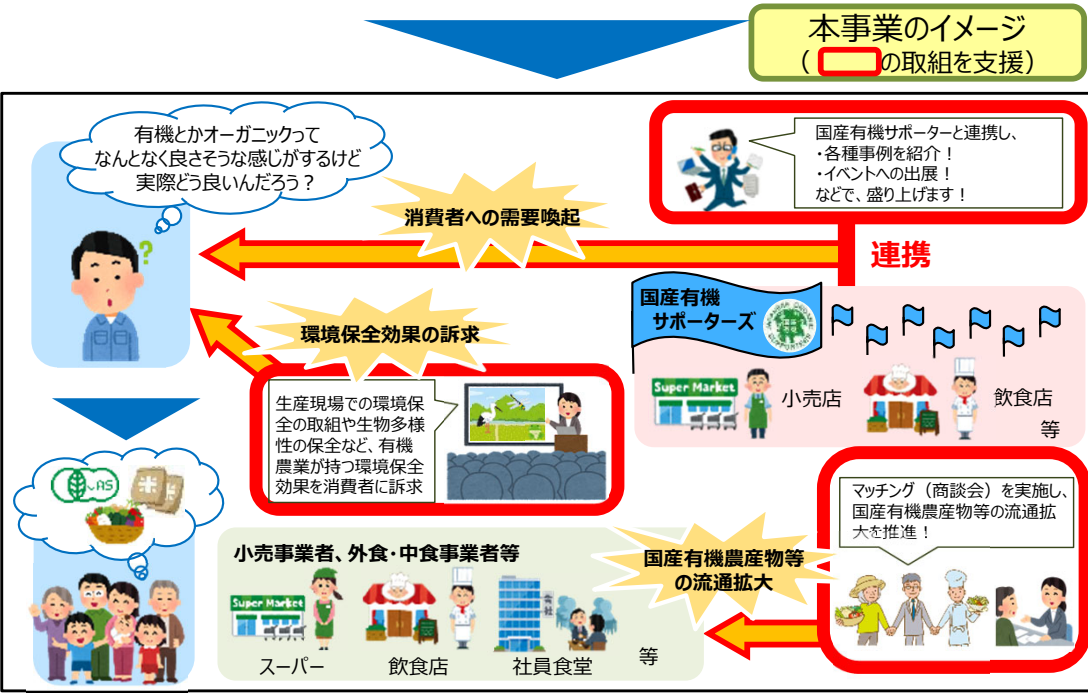
国産有機農産物等の流通拡大を推進するため、有機農業に取り組む生産者と、新たに国産有機農産物等の取扱いを希望する小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチングの開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
- ・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要



- ・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
- ・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2494）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
- ② 中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

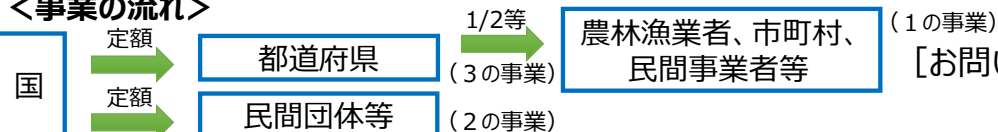
3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

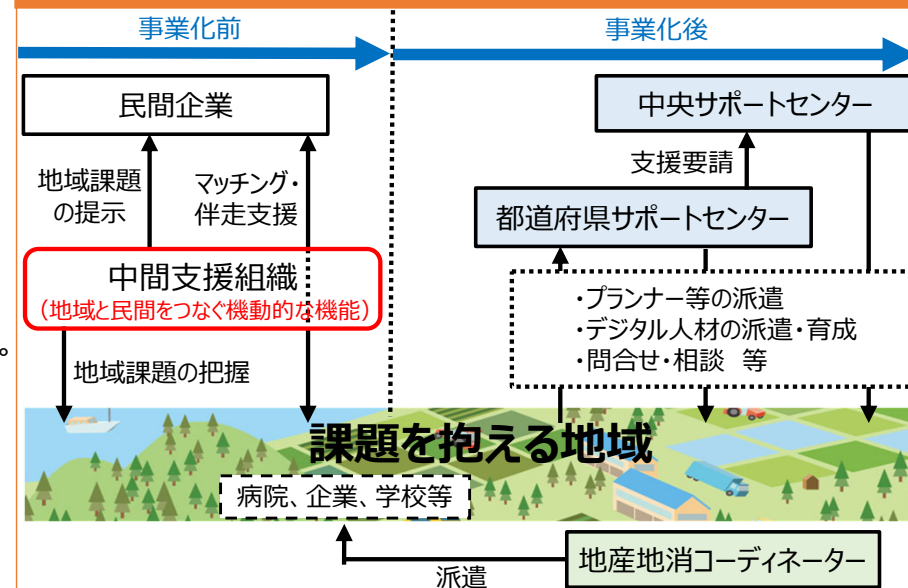


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



（1、2、3の事業）農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業）農村計画課（03-6744-2141）

農山漁村発イノベーション対策 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備や経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、古民家を活用した**滞在施設の整備等**を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等としての活用**を推進します。

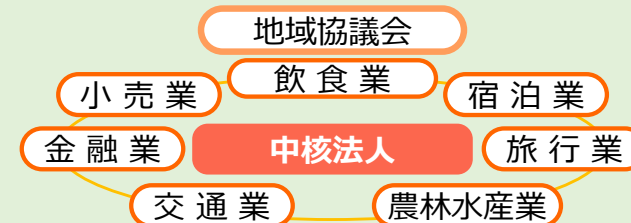
<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

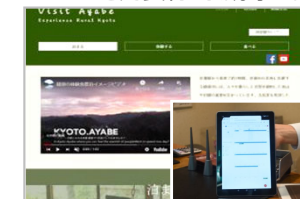
<事業の内容>

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



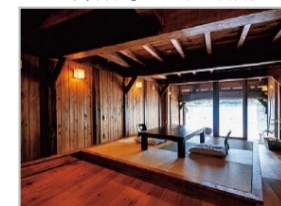
地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築



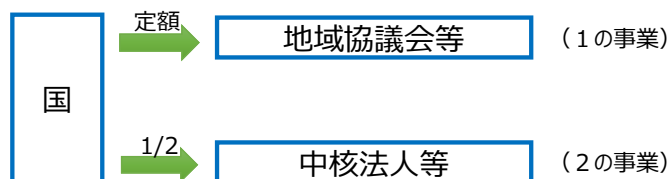
避難所等としての活用



古民家等を活用した滞在施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

<事業の流れ>



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業 （農泊推進型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

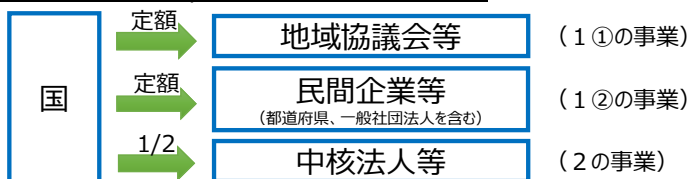
（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>

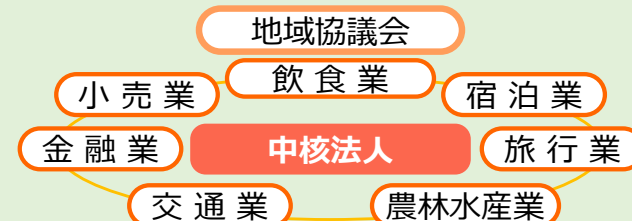


※下線部は拡充事項

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



宿泊施設予約システムの構築



古民家等を活用した施設の整備



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

● モデル支援型



農村ファンの拡大

環境負荷低減への取組

<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。



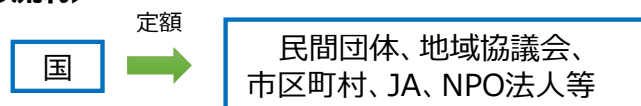
貸借



都市農業者
(担い手)

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

<事業の流れ>



持続可能な水産加工流通システム推進事業

【令和7年度予算概算決定額 582（556）百万円】
（令和6年度補正予算額（特定水産物供給平準化事業（原材料転換対策）） 700百万円）

<対策のポイント>

水産加工・流通が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上、輸送能力不足といった喫緊の課題に対応して水産物を持続的かつ安定的に供給していくため、サプライチェーン上の関係者が一体となった課題解決のための取組、加工原材料の安定供給を図る取組、持続可能な水産物消費拡大に向けた取組を支援します。

<政策目標>

魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人〔令和14年度まで〕）

<事業の内容>

1. 水産加工連携プラン支援事業

水産物を持続的かつ安定的に供給するため、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家が幅広く連携して行う、水産加工流通の課題解決のための取組を総合的に支援します。

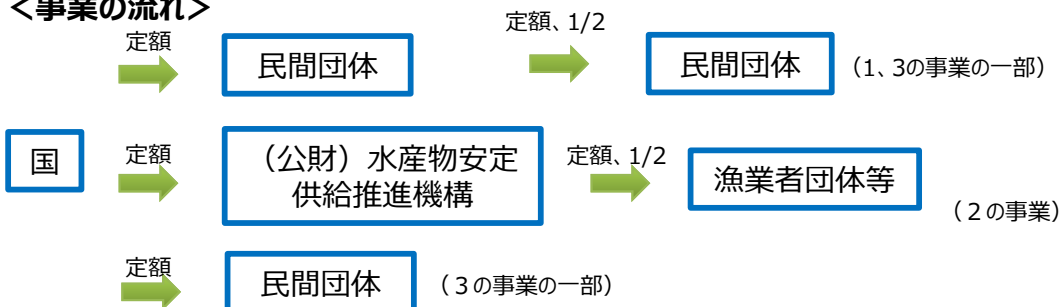
2. 特定水産物供給平準化事業

水産加工業者への加工原材料の安定供給を図るため、漁業者団体等が行う水産物の買取り・冷凍保管・販売の取組を支援します。

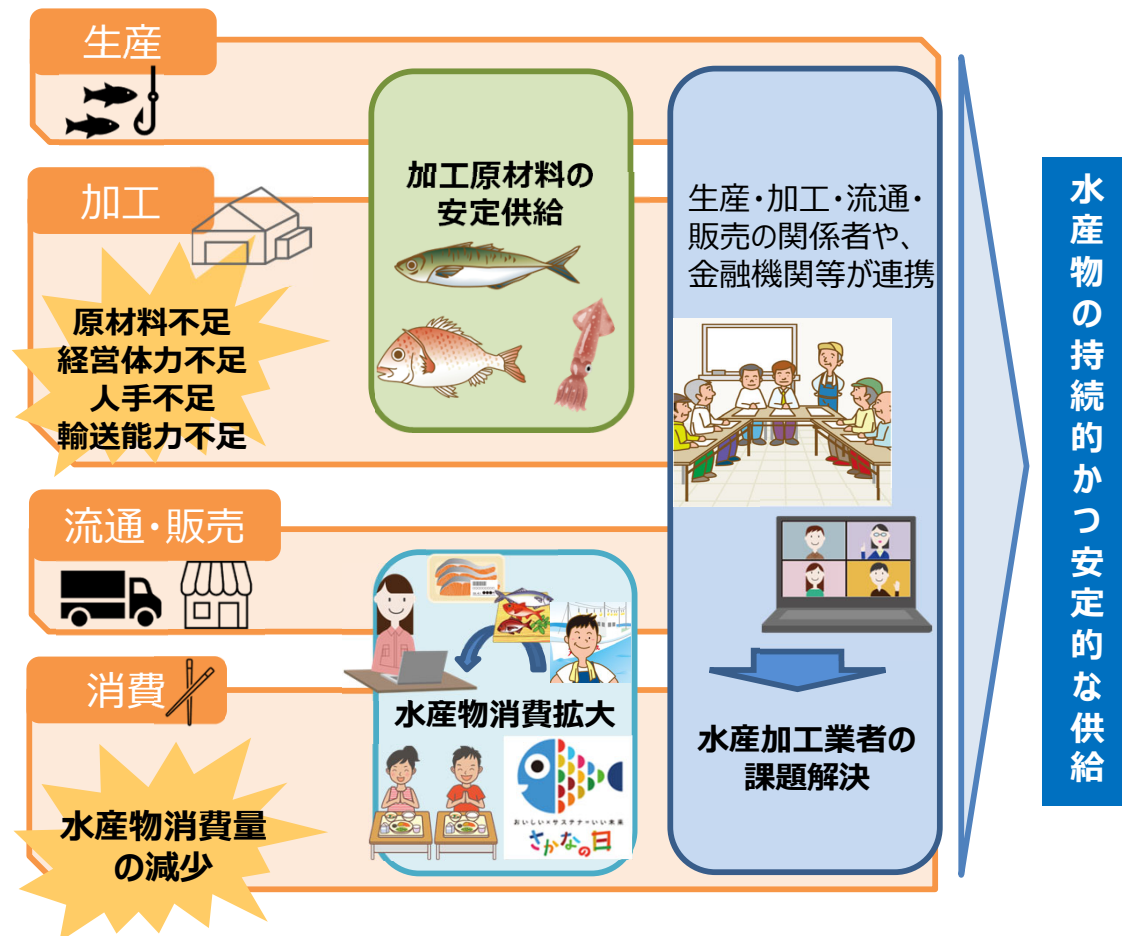
3. 持続可能な水産物消費拡大推進事業

持続可能な水産物の消費拡大のため、魚食普及活動、「さかなの日」賛同メンバーの連携による水産物の消費拡大の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】水産庁加工流通課（03-3502-8203）

＜対策のポイント＞

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、**漁港施設等活用事業の活用等を緊急に促進**するため、**モデル地区における実証や、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

＜事業目標＞

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

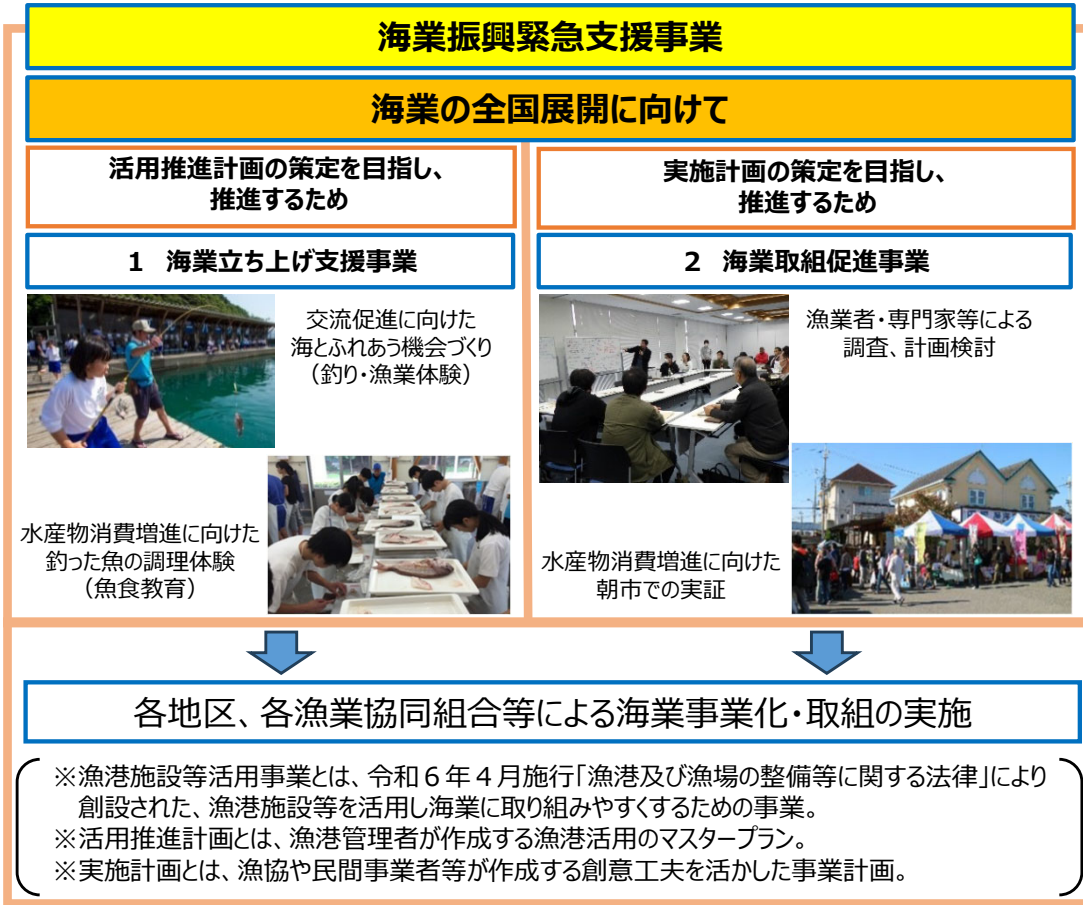
1. 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

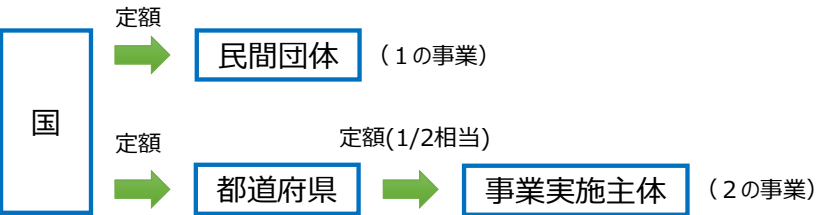
2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、**漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援**します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



海業振興支援事業（新規）

【令和7年度予算概算決定額 275（－）百万円】
（令和6年度補正予算額（海業振興緊急支援事業） 200百万円）

＜対策のポイント＞

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、モデル地区における実証や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援します。

＜事業目標＞

- 当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

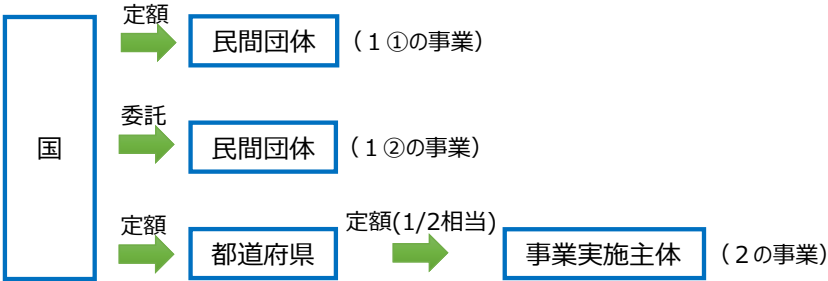
② 海業立ち上げ体制構築事業

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結び付けるためのマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり等を実施します。

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 水産庁計画・海業政策課（03-3506-7897）

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等を支援します。

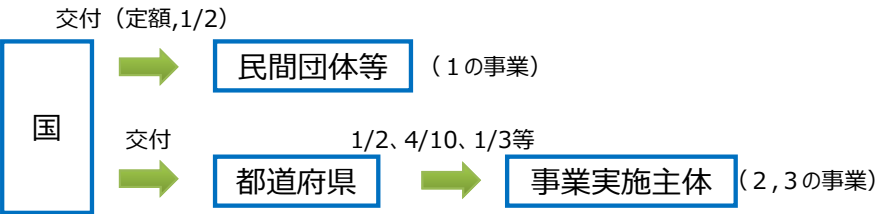
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、 (1) ヘルスケア産業基盤高度化推進事業 令和7年度予算案額 4.0億円（11.4億円）

商務・サービスグループヘルスケア産業課

事業の内容

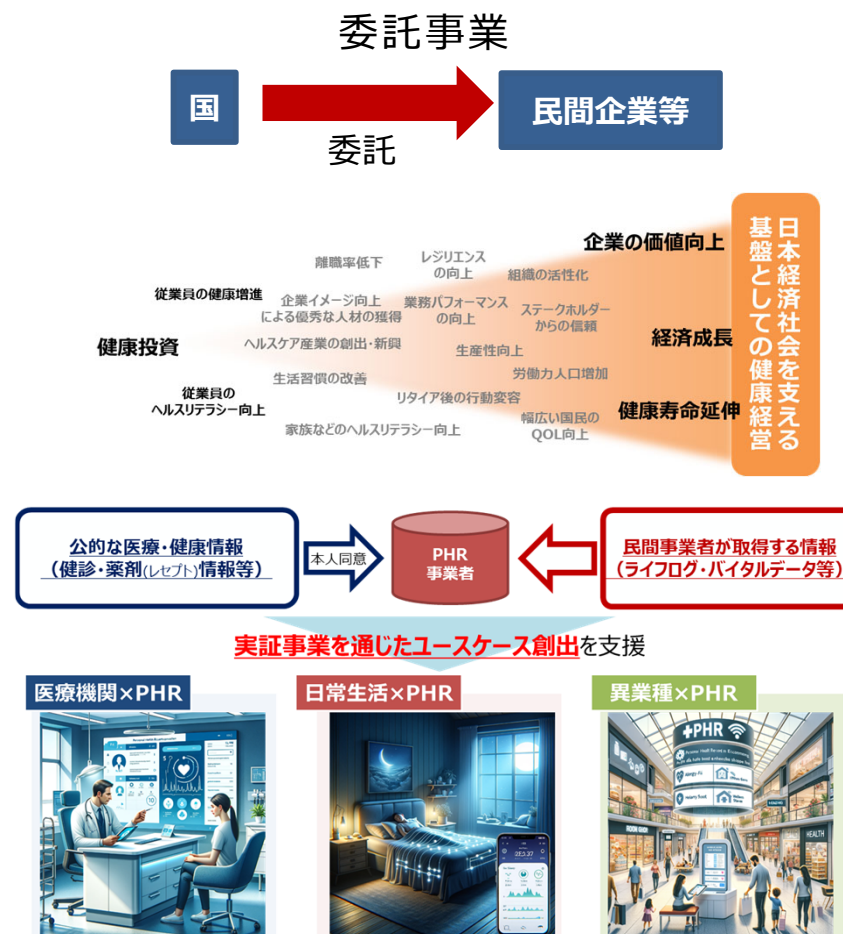
事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。

事業概要

- ① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のより効果的な取組の評価・分析や情報開示の推進、支援サービスの品質向上、更なる普及拡大等に取り組む。
- ② 個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、人々が自身の健康等情報を健康づくり等に活用できる仕組みである Personal Health Record（以下「PHR」）を適切に利活用したサービスのユースケースを創出し、より一層、社会に普及するための環境整備に取り組む。
- ③ 信頼性が確保された介護保険外サービスを振興することで介護需要の多様な受け皿を整備するとともに、働く家族介護者の仕事と介護の両立支援、介護に関する社会機運醸成に関する取組を推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、最終的には、国内ヘルスケア産業の成長による国際的な競争優位性の確保を目指す。

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和7年度予算(案) 150百万円(152百万円)】
【令和6年度補正予算額 150百万円】

食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標(2030年までに2000年比半減)の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、mottECO、食べ残し削減導入等の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の調査・検討

2. 消費者等の行動変容の促進

- 食品ロス対策の地域実装の支援と効果検証のためのモデル事業実施(mottECO導入、食べ残し削減等)
- 食品ロスポータルサイトの拡充

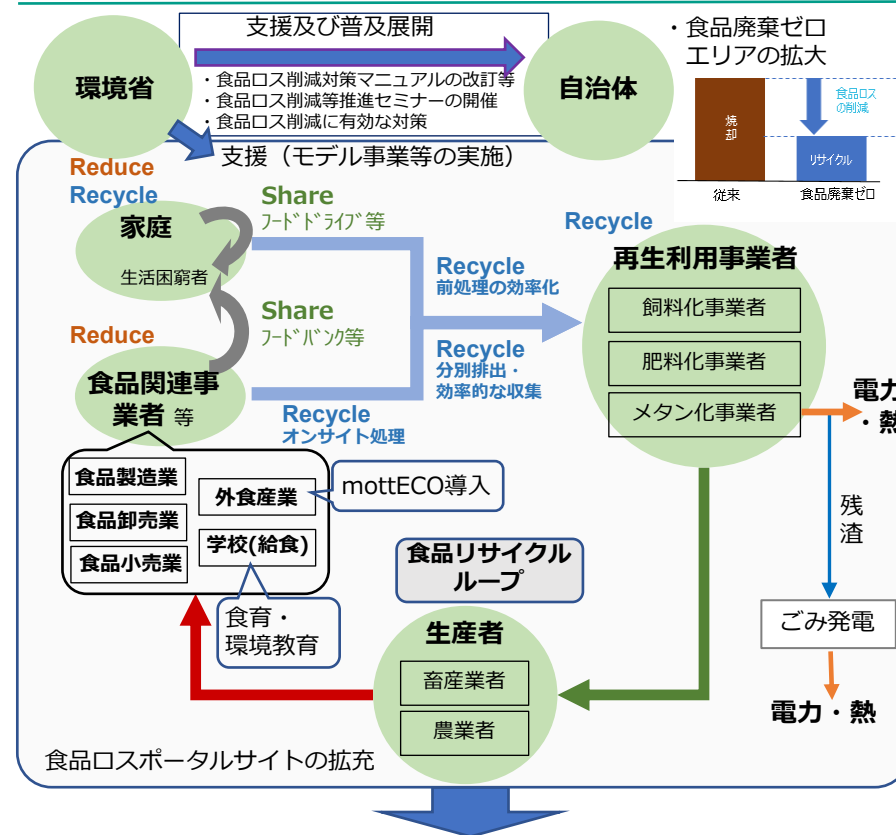
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上



【令和7年度予算（案） 3,174百万円（3,763百万円）】
【令和6年度補正予算額 510百万円】

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

1. 事業目的

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施する。

2. 事業内容

（1）デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。また、昼の再エネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証を行う。

（2）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

（3）ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進

デジタル技術により脱炭素につながる行動履歴を記録・見える化し、地域で循環するインセンティブを付与する等、日常生活の様々な場面での行動変容をBI-Tech※で後押しするための国民参加体験型のモデルを実証し、構築する。

※行動科学の知見（Behavioral Insights）とAI/IoT等の先端技術（Tech）の組合せ

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））(2)委託事業・間接補助事業（補助率 5/10）(3)委託事業
- 委託先等 委託事業：民間事業者・団体等、補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1) 令和6年度～令和12年度 (2) 令和6年度～(3) 令和6年度～令和7年度

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト

